

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

151

社会福祉審議会事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	1	地域福祉の推進
取組方針	2	地域福祉を推進する体制の充実

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	一般会計		
	款	民生費		
	項	社会福祉費		
	目	社会福祉総務費		
	大事業	社会福祉総務事業		
中事業	社会福祉審議会事業			

事業種別	継続		関連個別計画	
事業年度	無し	～	無し	
事業実施の根拠法令	社会福祉法		担当課・担当課長・Tel	高齢者・地域福祉課 奥野 章 435-1063
			関連課	保険医療部、社会福祉部

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要		
	市長から諮問される社会福祉に関する事項を調査審議し、関係行政に意見と具申する。		市長の監督に属し、社会福祉に関する事項を調査審議し、市長から諮問された場合、その諮問に答え、関係行政に意見と具申するものとする。		
事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行った。	民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行った。	民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行う。	民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行う。	民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行う。

2 事業コスト

事業費等(千円)	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	371	0	220	37	212	0	373	0	373	0
伸び率(%)	78.4%	0%	△40.7%	0%	△3.6%	△100%	75.9%	0%	0%	0%
人件費	正規職員	2,871	2,793	2,881	2,803	2,672	2,672	3,065	0	3,065
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,871	2,793	2,881	2,803	2,672	2,672	3,065	0	3,065
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	371	0	220	37	212	0	373	0	373	0
所要人数(人)	正規職員	0.37	0.36	0.37	0.36	0.34	0.34	0.39	0.00	0.39
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	附属機関委員報酬188千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
審議会開催件数	件	目標値	4	2	3	3	3
		実績値	4	2	3		
		達成度(%)	100%	100%	100%	%	%
審議及び答申件数	件	目標値	3	2	3	3	3
		実績値	3	2	3		
		達成度(%)	100%	100%	100%	%	%

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	社会福祉審議会は、社会福祉法及び民生委員法等により、中核市に設置が義務付けられており、適宜開催している。
見直し・改善内容	条例改正 (H29.4.1施行) により、精神障害者福祉についても調査審議できるようになった。